**報道機関　各位**

令和７年８月１日（金）

帯広市　記者会見資料

氏名の振り仮名の通知について

－戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知書を発送します－

　　戸籍や住民票などには、これまで氏名の振り仮名は記載事項とされていませんでしたが、令和７年５月26日に改正法が施行され、氏名の振り仮名が追加されます。

　　これに伴い、帯広市に本籍がある方へ、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知いたします。

１　氏名の振り仮名法制化の目的

　　戸籍や住民票などに氏名の振り仮名が記載されることにより、正確に氏名を呼称できるようになるほか、振り仮名を特定することでシステムの検索性が向上するなど、行政のデジタル化の更なる推進に繋げるものです。

２　通知対象者

　　令和７年５月26日午前０時時点に帯広市に本籍がある方

３　通知の発送時期

　　令和７年８月中に、３回に分けて発送します。

４　通知された振り仮名について

　（１）正しい場合

　　　　届出は不要です。令和８年５月26日以降、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。

　（２）誤っている場合

　　　　令和８年５月25日までに届出が必要です。

５　届出方法

　　以下のいずれかの方法で届出ができます。

　（１）マイナポータル（オンライン）

　（２）全国の市町村窓口

　（３）本籍地の市区町村へ郵送

６　お問合わせ先

　（１）法務省コールセンター（0570-05-0310）

　　　　制度の趣旨、戸籍の氏名の振り仮名に関する一般的な問合わせに対応

　（２）戸籍住民課振り仮名担当（0155-65-4139）

　　　　通知書が届かないなどの個別事情や、振り仮名の届出の処理状況など、本市でしか回答できない問合わせに対応

お問合わせ先

総務部総務室戸籍住民課

担当：課長　高橋　健太郎（電話：0155-65-4142）